

令和 3 年度 朝霞市立朝霞第一中学校

P T A 定期総会議案書

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面総会といたします。

1. 報 告

- (1) 令和 2 年度活動報告
- (2) 令和 2 年度決算報告
- (3) 令和 2 年度監査報告
- (4) 細則の一部改正報告

2. 議 事

- (1) 令和 3 年度役員の承認に関する件
- (2) 令和 3 年度活動計画案に関する件
- (3) 令和 3 年度予算案に関する件

令和２年度 委員会テーマと主な活動

《執行部 年間テーマ》 離れていても 心はひとつ！

各委員会

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動を休止。執行部が代行。

全体活動

- ・ 資源回収（毎月第３土曜日）
- ・ 保険(安全互助会)の取り扱い

学校行事への参加と協力

- ・ 新入生保護者説明会（動画配信）

令和２年度 活動報告

(1) 委員会など

会	議	な	ど
2. 6. 9	新旧執行部引継ぎ	執行部会	
6. 16	定期総会（書面総会）		
7. 14	執行部会	第 1 回運営委員会	
7. 29	美化活動（除草）		
8. 27	執行部会	第 2 回運営委員会	
10. 15	執行部会	美化活動（除草・花植え）	
12. 15	執行部会	第 3 回運営委員会	
3. 1. 14	執行部会		
2. 24	美化活動（花植え）		
3. 2	執行部会	第 4 回運営委員会	
3. 26	会計監査		
4. 15	執行部会	第 5 回運営委員会	

印	刷	物
運営委員会資料	PTA だより	
資源回収用紙		
PTA 活動のご案内	総会資料	
各種手紙	等	

学 校 行 事 へ の 協 力 ・ 参 加	
2. 7. 20	一中校区合同あいさつ運動
11. 24	一中校区合同あいさつ運動
3. 1. 22	新入生説明会
2. 22	一中校区合同あいさつ運動
3. 15	卒業式

(2) 市P連・対外行事関係他

*朝霞市PTA連合会常任理事会

(4月15日・6月17日・7月17日・11月20日)

*学校運営協議会

(7月13日・12月15日・2月25日)

*朝霞市子ども・子育て会議

(8月4日(書面総会)・11月20日)

*はぐくみ理事会

(10月6日)

*朝霞市長とPTA連合会各校PTA会長との懇親会

(11月20日)

*防犯推進計画会議

(10月9日)

*学校保健委員会

(2月24日)

*青少年健全育成地域の集い

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

*青少年健全育成啓発キャンペーン

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

*一中校区ふれあい推進事業実行委員会

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

*一中校区ふれあいフェスティバル

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

令和 2 年 度 専 門 委 員 会

学年委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
3. 3. 2	花鉢設置	卒業生のクラスに花鉢を設置 自治委員へお手紙配布
3. 15	卒業式後の花束準備	卒業式後に生徒より先生方へ花束贈呈

厚生委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
2. 6. 17	「学校美化活動ご協力をお願い」	印刷・配布
7. 14	美化活動 雨のため延期のお知らせ	くまさんメール
7. 15	「学校美化活動ご協力をお願い」	印刷・配布
7. 29	美化活動（除草）	3 年生担当
9. 18	「学校美化活動ご協力をお願い」	印刷・配布
10. 15	美化活動（花植え）	2 年生担当
3. 1. 14	「学校美化活動ご協力をお願い」	印刷・配布
2. 24	美化活動（花植え）	1 年生担当（緊急事態宣言中のため、執行部のみで作業）

校外委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
2. 7. 20	一中校区あいさつ運動	正門にてあいさつ運動実施
11. 24	一中校区あいさつ運動	正門にてあいさつ運動実施
3. 2. 22	一中校区あいさつ運動	正門にてあいさつ運動実施

※ 今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動の休止を決定しました。

それに伴い、委員選出が行われなかったため、執行部が代行で活動を行いました。

※「教養委員会」「広報委員会」の活動は行いませんでした。

臨時委員会

推薦委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
2. 12. 15	第 1 回推薦委員会	・ 推薦委員会発足 ・ 委員会活動について ・ 「令和 3 年度 P T A 役員（執行部および会計監査）立候補・推薦のお願い」の手紙作成
3. 1. 14	第 2 回推薦委員会	・ 「令和 3 年度 P T A 役員（執行部および会計監査）立候補・推薦のお願い」の印刷・配布
1. 25	第 3 回推薦委員会	・ 推薦用紙・委任状の回収・開封 ・ 次期 P T A 役員（会長 1 名、副会長 3 名、書記若干名、会計 2 名、会計監査 2 名）全 1 2 名程度の選出

※ 今年度は新型コロナウイルスの影響で年度末に委員会選出が行われなかったため、1 0 月から立候補者を募り 1 1 月に委員選出し活動を行いました。

※ バザー委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バザーが中止となり活動休止となりました。

令和2年度 朝霞第一中学校PTA決算書

<収入の部>

△ 減額

項 目	2年度予算額	2年度決算額	比 較	付 記
会 費	1,680,000	1,756,130	76,130	世帯×¥2,000
繰 越 金	1,498,057	1,498,057	0	
家庭教育学級交付金	36,000	0	△ 36,000	
雑 収 入	100	16	△ 84	預金利息
合 計	3,214,157	3,254,203	40,046	

<支出の部>

▲ 超過額

項 目				2 年 度 予 算 額	2 年 度 決 算 額	比 較	付 記
運 営 費	会 議 費 需 用 費	会 議 費	30,000	0	30,000	会議費	
		総 会 費	50,000	10,440	39,560	総会資料印刷代など	
		備 品 費	50,000	20,947	29,053	アルコール除菌・マスクなど	
		リ ー ス 代	180,000	17,556	162,444	印刷機	
		事 務 費	200,000	19,361	180,639	印刷用紙・インク代など	
		通 信 費	60,000	26,831	33,169	切手・電話代など	
		慶 弔 費	200,000	46,200	153,800	大栄翔懸垂幕	
		交 通 費	10,000	0	10,000	研修会、講演会交通費	
		諸 費	10,000	0	10,000	消耗品費など	
活 動 費		学 年 委 員 会	110,000	50,800	59,200	委員会活動費	
		教 養 委 員 会	120,000	0	120,000	市補助金含む	
		厚 生 委 員 会	150,000	148,950	1,050	花苗他購入費など	
		広 報 委 員 会	500,000	0	500,000	今年度未発行	
		校 外 委 員 会	10,000	0	10,000	委員会活動費	
		バ ザ ー 委 員 会	10,000	0	10,000	委員会活動費	
		推 薦 委 員 会	10,000	0	10,000	委員会活動費	
積 立 金			30,000	30,000	0	高額備品・周年記念行事費など	
学 校 支 援 費			300,000	121,000	179,000	行事や環境設備費など	
警 備 費			40,000	0	40,000		
渉 外 費			70,000	0	70,000	市P連行事参加補助費など	
卒 業 対 策 費			350,000	352,090	▲ 2,090	卒業生記念品	
負 担 金			28,000	27,280	720	市P連負担金(会計数×30+1000円)	
保 険 料			100,000	87,600	12,400	会員数×100	
コ ロ ナ 対 策 費			300,000	375,199	▲ 75,199		
予 備 費			296,157	0	296,157	パソコン・プリンター代	
合 計			3,214,157	1,334,254	1,915,102		

* 収入 3,254,203－支出 1,334,254円＝残金 1,919,949

残 1,919,949円を次年度に繰り越します

	項 目	収 入	支 出	残 高
資 源 回 収	前 年 度 繰 越 金	717,110		717,110
	回 収 金	4,356		721,466
	市 補 助 金	81,360		802,826
	手 数 料		20,724	782,102
	地 域 振 興 協 力 金		0	782,102
	そ の 他		2,618	779,484
	利 子	6		779,490
	合 計	802,832	23,342	779,490

	項 目	収 入	支 出	残 高
バ ザ ー ル	前 年 度 繰 越 金	302,386		302,386
	収 益 金	0		302,386
	ブ ー ス 代	0		302,386
	両 替 手 数 料		0	302,386
	抽 選 会 賞 品 代		0	302,386
	食 料 品 他 仕 入 分		0	302,386
	R2年度NHK音楽コンクール 出 場 奨 励 金		0	302,386
	教 育 環 境 整 備 費		0	302,386
	利 子	2		302,388
	合 計	302,388	0	302,388

	項 目	収 入	支 出	残 高
積 立 金	前 年 度 繰 越 金	1,036,199		1,036,199
	令 和 2 年 度 積 立 金	30,000		1,066,199
	利 子	10	0	1,066,209
	合 計	1,066,209	0	1,066,209

会 長 高 橋 松 久
 会 計 佐 藤 理 江
 菅 野 智 美

以上の決算報告について監査の結果相違ないことを認めます。

令和3年4月23日

会計監査 外 崎 三 吉
 山 下 理 江
 伊 藤 宏 実



細則の一部改正の報告

下記について、改正案を令和2年12月15日の運営委員会で承認されました。規約第10章35条に基づきご報告申し上げます。

現 行 細 則

<第3章> 専門委員会及び臨時委員会

第9条 専門委員会は ①学年委員会 ②教養委員会 **③厚生委員会** ④広報委員会
⑤校外委員会とする。また教職員の代表は①は3名、②～⑤は2名所属する。

第11条 学年委員会は各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名を選出する。制服リサイクル及び、保護者と教職員の連携を深め学級学年のPTA活動の振興に努める。

第13条 ① **厚生委員会**は各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名選出し、委員会の運営に当たる。

② 厚生委員会は生徒と会員の福利厚生と、環境整備、活動を行う。

改 正 後

<第3章> 専門委員会及び臨時委員会

第9条 専門委員会は ①学年委員会 ②教養委員会 **③環境整備委員会** ④広報委員会
⑤校外委員会とする。また教職員の代表は①は3名、②～⑤は2名所属する。

第11条 ① 学年委員会は各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名を選出し、委員会の運営に当たる。

② 学年委員は制服リサイクルとベルマーク収集及び、保護者と教職員の連携を深め学級学年のPTA活動の振興に努める。

第13条 ① 環境整備委員会は各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名選出し、委員会の運営に当たる。

② 環境整備委員会は校地内の環境整備活動を行う。

<第5章> 付則

令和2年12月15日

一部改正施行（追記）

令和3年度 役員承認の件

規約第6章第13条に基づき、令和3年度役員を下記の通り選出致しましたので承認を求めます。

記

会	長	高橋	松久
副	会 長	毛口	明子
		星野	和恵
		野口	幾美
		滝田	真人（教頭）
書	記	櫻井	やよい
		松澤	美咲
		中尾	理絵
		池田	愛
会	計	佐藤	理江
		福川	元
会 計 監 査		山下	理江
		伊藤	宏美
		石井	祐輔（一学年主任）

令和3年度 活動計画（案）

活動方針

- * 学校と保護者そして地域とともに生徒を守り育てていくために必要な活動を行う。
- * この活動を継続し、さらに浸透させていくために、誰もが参加しやすいPTAを目指す。
- * 全会員が、活動に少しずつ関わり、委員だけに負担のかからないようにする。
- * 相互補助・助け合い・お互い様をもとに、連帯感をより持ち合えるようにしていく。

役員会

- *活動に必要な事柄を運営委員会に提案し、審議調整する
 - ・PTAだよりの発行
 - ・資源回収
 - ・バザー
 - ・保険（安全互助会）の取扱い
 - ・その他

各委員会

<専門委員会>

- ・学年委員会・・・・・・・・・制服リサイクル、学校活動への協力、ベルマーク収集
- ・教養委員会・・・・・・・・・家庭教育学級の開催
- ・環境整備委員会・・・・・・・・校地内の環境整備
- ・広報委員会・・・・・・・・・広報紙「Asa-kaze（あさかぜ）」発行
- ・校外委員会・・・・・・・・・校外パトロール、あいさつ運動

<臨時委員会>

- ・バザー委員会・・・・・・・・・親睦バザー企画・準備・開催
- ・推薦委員会・・・・・・・・・次期役員選考、総会に提案

☆ 各委員会は目的とする活動を各係の協力を得て行う。

その他

学校行事への協力 諸団体との連携

令和3年度 朝霞第一中学校PTA予算書(案)

<収入の部>

△ 減額

項 目	3年度予算額	2年度予算額	比 較	付 記
会 費	1,750,000	1,680,000	70,000	世帯数×¥2000
繰 越 金	1,919,949	1,498,057	421,892	
家庭教育学級交付金	36,000	36,000	0	
雑 収 入	100	100	0	預金利息
合 計	3,706,049	3,214,157	491,892	

<支出の部>

△ 減額

項 目		3年度予算額	2年度予算額	比 較	付 記	
運	会議費	30,000	30,000	0	会議費	
	総会費	50,000	50,000	0	総会資料印刷代など	
営 費	需用費	備品費	50,000	50,000	0	印刷機修理、棚購入など
		リース代	180,000	180,000	0	印刷機
		事務費	200,000	200,000	0	印刷用紙・インク代など
		通信費	60,000	60,000	0	切手・電話代など
		慶弔費	200,000	200,000	0	会員慶弔・部活動大会祝など
		交通費	10,000	10,000	0	研修会、講演会交通費
		諸 費	10,000	10,000	0	消耗品費など
活 動 費		学年委員会	110,000	110,000	0	委員会活動費
		教養委員会	120,000	120,000	0	市補助金含む
		厚生委員会	150,000	150,000	0	花苗他購入費など
		広報委員会	500,000	500,000	0	あさかぜ発行費など
		校外委員会	10,000	10,000	0	委員会活動費
		バザー委員会	10,000	10,000	0	委員会活動費
		推薦委員会	10,000	10,000	0	委員会活動費
積 立 金	30,000	30,000	0	高額備品・周年記念行事費など		
学 校 支 援 費	550,000	300,000	250,000	GIGAスクールに対応したICT機器に対する支援の為増額		
警 備 費	40,000	40,000	0			
渉 外 費	70,000	70,000	0	市P連行事参加補助費など		
卒 業 対 策 費	370,000	350,000	20,000	卒業生記念品		
負 担 金	30,000	28,000	2,000	市P連負担金		
保 険 料	100,000	100,000	0	会員数×100		
感 染 症 対 策 費	420,000	300,000	120,000	感染予防対策費など		
予 備 費	396,049	296,157	99,892			
合 計	3,706,049	3,214,157	491,892			

以上のとおり提案いたします。

朝霞第一中学校 PTA 規約

< 第 1 章 > 名称および事務所

第 1 条 この会は朝霞第一中学校 PTA と称し事務所を同校内に置く。

< 第 2 章 > 目的および活動

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを、目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員となるように研修し教養を深める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を補導する。
3. 生徒の生活環境をよくする。
4. 公教育費充実に努める。
5. 会員相互の親睦を深める。

< 第 3 章 > 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。
5. この会は自主独立のものであって、ほかのいかなる団体の干渉も受けない。
6. この会は朝霞市 PTA 連合会、四市連絡協議会、県南 PTA 連絡協議会、埼玉県 PTA 連合会、日本 PTA 全国協議会に加入することができる。

< 第 4 章 > 会 員

第 5 条 この会の会員になることができるものは次のとおりである。

1. 朝霞第一中学校に在籍する生徒の保護者。
2. 朝霞第一中学校の教職員。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。会費は年額 2,000 円とし年一括納入とする。ただし、4 月～9 月の転入による会員は会費の全額を、10 月～翌 3 月の転入による会員は半額（1,000 円）を納めるものとする。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

< 第 5 章 > 経 理

第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。

第 9 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

< 第 6 章 > 役 員

第 12 条 この会の役員は執行部および会計監査委員とする。

第 13 条 役員は候補者推薦委員会により選出され、総会により決定するものとする。

第 14 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 15 条 この会の執行部は次のとおりである。

1. 会長 1 名 副会長 4 名（内 1 名教頭先生） 書記 若干名 会計 2 名
2. 執行部はほかの委員、会計監査委員を兼ねることができない。
3. 書記・会計は事務局を構成し、別に定める規定に従ってこの会の事務処理に当たる。

第 16 条 会長は次の職務を行う。

1. 会長は会を代表し、対外関係会議等に出席する。
2. 総会および運営委員会・委員会を招集し会議の議長となる。総会の議長は別に定める。
3. 会長は 推薦委員会、会計監査を除くすべての会議（集会）に参加できる。

第 17 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第 18 条 事務局の職務は次のとおり。

1. 書記は総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録し会員に知らせる。
2. 記録・通信・その他の書類を保管する。
3. 会計は総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
4. 定期総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
5. 事務局は会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 19 条 経理を監査するために、会計監査委員を 3 名（内 1 名教職員）をおく。

第 20 条 会計監査委員は 10 月と 3 月の二回を定期監査とし、また必要に応じて随時、会計監査を行うことができる。

< 第 7 章 > 総 会

第 21 条 総会は全員を持って構成され、この会の最高決議機関である。

第 22 条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は 4 月に開催し、新年度および前年度の会員を持って構成する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の三分の一以上の要求があったときに開催する。

第 23 条 総会は、会員の現在数の十分の一以上（委任状を含む）出席しなければその議事を開き議決することはできない。

第 24 条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

< 第 8 章 > 運 営 委 員 会

第 25 条 運営委員会は執行部、各専門委員会代表者（正副委員長より 1 名）、校長、及び臨時委員会のあるときはその代表者（正副委員長より 1 名）を持って構成する。

第 26 条 運営委員会の任務はこの規約に定めるもののほか次のとおり。

1. 委員会が立案した事業計画を審議し検討し、調整連携を図る。
2. 総会に提出する議案の作成。
3. 事業計画に基づく諸活動を評価する。
4. 予算に基づいて経理が行われるように協力する。また必要に応じて補正予算を立てる。
5. 必要がある場合臨時委員会を設ける。

第 27 条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の三分の二が必要と認めたときに開催する。

第 28 条 運営委員会は構成員の二分の一以上の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

第 29 条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

< 第 9 章 > 専 門 委 員 会 と 臨 時 委 員 会

第 30 条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するために専門委員会、および臨時委員会を設ける。

第 31 条 各委員会については細則で定める。

< 第 10 章 > 役 員 候 補 者 推 薦 委 員 会

第 32 条 臨時委員会として、執行部および会計監査委員の候補者を選出することを目的とし、この委員会を置くことができる。略称は推薦委員会とする。

第33条 この委員会に必要な事項は細則で定める。

第34条 運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の承認を得て定める。

第35条 運営委員会は細則を制定、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

< 第11章 > 顧 問

第36条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は学識経験者または本会に特に功績のあったものについて会長が推薦し、運営委員会等の承認を得て決定する。
2. 顧問は重要会議に出席し、意見を述べることができる。

< 第12章 > 改 正

第37条 この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。ただし、改正案は総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせておかなければならない。

< 第13章 > 付 則

- ①慶弔、慰労、見舞金の内則は別に定める。
- ・この規約は昭和47年5月17日より施行する。
 - ・昭和54年4月28日 一部改正施行
 - ・平成3年2月 一部改正施行
 - ・平成16年4月30日 一部改正施行
 - ・平成17年4月27日 一部改正施行
 - ・平成24年4月25日 一部改正施行
 - ・平成26年4月30日 一部改正施行
 - ・平成28年4月19日 一部改正施行
 - ・平成29年4月25日 一部改正施行
 - ・平成31年4月23日 一部改正施行
 - ・令和2年6月18日 一部改正施行

細 則

＜ 第 1 章 ＞ 役員候補者推薦委員会

- 第 1 条 委員会は各クラス 1 名及び副会長をもって構成する。ただし、推薦委員が候補者になった場合、推薦委員を辞めるものとする。
- 第 2 条 推薦委員の中から委員長、副委員長の各 1 名を互選する。委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 第 3 条 推薦委員会は候補者の選定をはじめ、それに関する仕事の運営にあたる。
- 第 4 条 推薦委員会の議事の運営は、本則の第 8 章 第 28 条ならびに第 29 条の運営委員会の規定に準ずる。
- 第 5 条 推薦委員会は選出した候補者を総会に推薦し、承認を求める。また総会の少なくとも 1 週間前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
- 第 6 条 推薦委員会は必要に応じて発足し、その任務を終了したときに解任するものとする。

＜ 第 2 章 ＞ 定期総会

- 第 7 条 会員の移動及び新役員に関する報告、及び年間計画ならびに収支決算報告の承認の定期総会で行う。

＜ 第 3 章 ＞ 専門委員会及び臨時委員会

- 第 8 条 委員はクラスごとに各専門委員会に 1 名、臨時委員会はその委員会ごとに 1 名選出する。
- 第 9 条 専門委員会は ①学年委員会 ②教養委員会 ③環境整備委員会 ④広報委員会 ⑤校外委員会とする。また教職員の代表は①は 3 名、②～⑤は 2 名所属する。
- 第 10 条 委員会は本則第 9 章第 30 条に規定するもののほか、次の活動を行う。
1. 教職員と協力の上、全校及び学年学級の生徒の成長を図る。
 2. 地域における環境浄化、交通安全対策、校外補導や、地域との交流を図る。
- 第 11 条 ① 学年委員会は各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名を選出し、委員会の運営に当たる。
- ② 学年委員は制服リサイクルとベルマーク収集及び、保護者と教職員の連携を深め学級学年の PTA 活動の振興に努める。
- 第 12 条 ① 教養委員会は各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名選出し、委員会の運営に当たる。
- ② 教養委員会はすべての会員が、いっそうよい保護者、よい教職員となるように教養を深めるための諸活動を行う。

第13条 ① 環境整備委員会は各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名選出し、委員会の運営に当たる。

② 環境整備委員会は校地内の環境整備活動を行う。

第14条 ① 広報委員会各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名選出し、委員会の運営にあたる。

② 広報委員会はPTAの活動および学校の様子などをしらせ、会員意識の高揚と会員相互の向上をはかるため広報紙『あさかぜ』を編集し発行する。

第15条 ① 校外委員会は各学年より代表を1名決め、その中から委員長1名副委員長2名選出し、委員会の運営に当たる。

② 校外委員会は校外における生徒の生活指導、環境浄化、交通安全の啓蒙、地域との連帯のための活動を行う。

第16条 臨時委員会は本則第9章 第30条に基づき発足し、その任務を終了したとき解散する。

< 第4章 > 改正

第17条 この細則は運営委員会において構成員の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。なお改正案は運営委員会の少なくとも1週間前までに各運営委員に知らせておかなくてはならない。承認の結果は総会で報告しなければならない。

< 第5章 > 付則

- ・平成25年 4月10日 一部改正施行 (追記) 選任規定
- ・平成25年 5月 9日 一部改正施行 (付則の設置)
- ・平成31年 4月23日 一部改正施行 (改訂)
- ・令和2年 5月28日 一部改正施行 (追記)
- ・令和2年 12月15日 一部改正施行 (一部改正)

慶 弔 規 定

本規約 第13章付則①の内則は次の通り。

慶弔費について次の通り規定する。

1. 祝金 (教職員のご結婚) 3,000円

2. 香料

・生徒の保護者 生花と 5,000円

・教職員 生花と 5,000円

・教職員の配偶者と子 5,000円

・生徒 5,000円

3. 見舞い金

・火災その他 5,000円

4. 全国大会出場の祝金

個人出場の部に対し、一律3万円、団体出場の部に対し、一律7万円。

(個人戦・ダブルス戦出場の場合は出場人数、組数に関係なく部に対し一律3万円)

※そのほか実情に合わせて運営委員会で協議し決議する。

※緊急を要する場合は、会長・副会長で協議の上決定し運営委員会の了承を求める。

選任規定

クラス委員・係の選任について次の通りとする。

1. 委員・係の対象はPTA会員とする。
2. 委員・係の選出は、事前の『PTAクラス委員・係希望書』をもとに行う。
3. 年度中に委員か係に就くこととする。

優遇について次の通りとする。

以下1～3に該当する方で、事前に『PTAクラス委員・係・希望書』を提出し、原則として、クラス委員選出時に出席、かつ、執行部が認めた場合のみ適用とする。

1. 委員長経験者

3年生までの間、クラス委員選出または、委員長・副委員長選出を免除することができる。

2. 副委員長経験者

3年生までの間、委員長・副委員長選出を免除することができる。

3. 委員連続経験者（執行部連続経験者）

クラス委員選出を免除することができる。

※免除を受けたい方は必ずクラス委員選出の時に出席し、申し出ることとする。

※免除は、同時期に兄弟・姉妹が在校中のみ適用とする。

※委員に就かなかった場合は係に就くこととする。

※委員に就いていても、活動に参加されていない方は適用外とする。

※上記の選任規定は令和2年5月28日より施行する。

埼玉県 P T A 安全互助会

『補償プラン』

1. 会員

単位 P T A 全会員（教職員会員を含む）が、所属 P T A 会長を代表会員として加入する。

2. 会費

- ・ 共済掛金・・・一世帯あたり年額 1 0 0 円として、P T A 会員数（家庭数、教職員を含む）を負担する。

上記の負担金を一括して会長が納入する。

3. 共済期間

令和 3 年 4 月 1 日 午後 4 時から 1 年間

令和 3 年 6 月末日までに加入の P T A は、4 月 1 日までさかのぼって共済金給付。

4. 補償の概要

①ケガの共済制度

P T A 活動中（P T A が指定する集合、解散場所と自宅との通常の経路の往復中を含む）に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償する。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は補償の対象外となる。

②賠償事故の見舞金制度

P T A 活動中に偶然に発生した次の事故につき、P T A が法律上の賠償責任を負担する場合に補償する。

- ・ P T A 活動中、他人の身体に傷害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合。
- ・ P T A が学校など第三者から借用したスポーツ用具や教育資材などの財物を P T A 会員や生徒・児童が損壊・紛失・盗難された場合。

5. 補償内容

補償内容			
共 済 掛 金	傷害給付	死亡共済金	250万円
		後遺障害共済金	10～200万円
		入院共済金	4,000円（1日目から）
		通院共済金 医師によるもの	2,500円（1日目から）
		通院共済金 既定の条件（※）を満たした 柔道整復師法に定める柔道整復師 （接骨院・整骨院）によるもの	1,500円（1日目から）
	疾病給付	死亡共済金	100万円
負 担 金	賠償責任等	見舞金（審査会の審査による）	社会通念上10万円まで
		手術見舞金（審査会の審査による）	2万円まで

※規定の条件とは

1. 柔道整体師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。
2. 通院期間が1ヶ月を超える場合は1ヶ月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

6. 補償対象者

- ① P T A 全会員（教職員会員も含む）
- ② 小中学校在籍の会員の子
- ③ P T A 会員の同居の親族（未就学児も含む）
（別居の祖父母の方も会員代理で出席した場合に対象となる）
- ④ P T A 行事への参加が事前に P T A より認められて、その会員名簿の届けを出している者
（P T A 行事に参加する会員以外のボランティアの方などを言う）

7. 対象行事・活動（P T A の主催または共催のもの）

総会・役員会・専門委員会・P T A 研修会・市P連行事・スポーツ大会等への参加、そのための準備活動 等

事故が発生したら asa1pta@gmail.com まで連絡してください。
手続きは執行部が行います。

朝霞第一中学校

P T A 執行部

令和 3 年 4 月 発行